

岩手県告示第241号

令和5年3月23日県議会の議決を経た令和5年度岩手県一般会計予算、令和5年度岩手県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算、令和5年度岩手県県有林事業特別会計予算、令和5年度岩手県林業・木材産業資金特別会計予算、令和5年度岩手県沿岸漁業改善資金特別会計予算、令和5年度岩手県中小企業振興資金特別会計予算、令和5年度岩手県土地先行取得事業特別会計予算、令和5年度岩手県公債管理特別会計予算、令和5年度岩手県証紙収入整理特別会計予算、令和5年度岩手県国民健康保険特別会計予算、令和5年度岩手県港湾整備事業特別会計予算、令和5年度岩手県立病院等事業会計予算、令和5年度岩手県電気事業会計予算、令和5年度岩手県工業用水道事業会計予算及び令和5年度岩手県流域下水道事業会計予算の要領は、次のとおりである。

令和5年4月4日

岩手県知事 達 増 拓 也

令和5年度岩手県一般会計予算

令和5年度岩手県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ771,407,943千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 県 税		千円 129,285,000
	1 県 民 税	40,604,000
	2 事 業 税	28,956,000
	3 地 方 消 費 税	24,238,000
	4 不 動 産 取 得 税	2,291,000
	5 県 た ば こ 税	1,513,000
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	271,000
	7 軽 油 引 取 税	13,105,000
	8 自 動 車 税	18,188,000
	9 鉦 区 税	17,000
	10 狩 猟 税	14,000
	11 産 業 廃 棄 物 税	85,000
12 旧 法 に よ る 税	3,000	
2 地 方 消 費 税 清 算 金		63,554,000
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	63,554,000
3 地 方 譲 与 税		25,216,000

	1 特 別 法 人 事 業 譲 与 税	21,724,000
	2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	2,984,000
	3 石 油 ガ ス 譲 与 税	109,000
	4 自 動 車 重 量 譲 与 税	183,000
	5 森 林 環 境 譲 与 税	182,000
	6 航 空 機 燃 料 譲 与 税	34,000
4 地 方 特 例 交 付 金		672,404
	1 地 方 特 例 交 付 金	672,404
5 地 方 交 付 税		221,297,123
	1 地 方 交 付 税	221,297,123
6 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		367,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	367,000
7 分 担 金 及 び 負 担 金		1,644,178
	1 分 担 金	274,242
	2 負 担 金	1,369,936
8 使 用 料 及 び 手 数 料		7,569,256
	1 使 用 料	5,497,335
	2 手 数 料	2,071,921
9 国 庫 支 出 金		124,507,772

	1 国 庫 負 担 金	40,534,395
	2 国 庫 補 助 金	82,730,967
	3 委 託 金	1,242,410
10 財 産 収 入		1,227,892
	1 財 産 運 用 収 入	138,757
	2 財 産 売 払 収 入	1,089,135
11 寄 附 金		715,397
	1 寄 附 金	715,397
12 繰 入 金		19,569,573
	1 特 別 会 計 繰 入 金	1,460,818
	2 基 金 繰 入 金	18,108,755
13 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
14 諸 収 入		133,878,347
	1 延 滞 金 、 加 算 金 及 び 過 料 等	138,879
	2 預 金 利 子	3,239
	3 公 営 企 業 貸 付 金 元 利 収 入	10,300,120
	4 貸 付 金 元 利 収 入	114,989,747
	5 受 託 事 業 収 入	518,493

	6 収 益 事 業 収 入	3,050,299
	7 利 子 割 精 算 金 収 入	1
	8 雑 入	4,877,569
15 県 債		41,904,000
	1 県 債	41,904,000
歳 入 合 計		771,407,943

歳 出

款	項	金 額
1 議 会 費		千円 1,386,700
	1 議 会 費	1,386,700
2 総 務 費		32,275,160
	1 総 務 管 理 費	13,502,523
	2 企 画 費	1,458,387
	3 徴 税 費	5,380,194
	4 地 域 振 興 費	6,144,877
	5 選 挙 費	1,133,819
	6 復 興 防 災 費	1,704,161
	7 統 計 調 査 費	406,907
	8 文 化 ス ポ ー ツ 費	2,194,743
	9 人 事 委 員 会 費	151,590
10 監 査 委 員 費	197,959	
3 民 生 費		92,253,769
	1 社 会 福 祉 費	65,230,297
	2 県 民 生 活 費	1,188,547
	3 児 童 福 祉 費	22,929,976

	4 生 活 保 護 費	2,697,354
	5 災 害 救 助 費	207,595
4 衛 生 費		52,058,547
	1 公 衆 衛 生 費	32,779,395
	2 環 境 衛 生 費	10,153,295
	3 保 健 所 費	1,317,372
	4 医 藥 費	7,808,485
5 勞 働 費		2,751,785
	1 勞 政 費	641,778
	2 職 業 訓 練 費	1,983,300
	3 勞 働 委 員 会 費	126,707
6 農 林 水 産 業 費		58,514,029
	1 農 業 費	15,027,652
	2 畜 産 業 費	3,272,193
	3 農 地 費	15,867,126
	4 林 業 費	17,782,068
	5 水 産 業 費	6,564,990
7 商 工 費		122,190,710
	1 商 工 業 費	121,700,160

	2 観 光 費	490,550
8 土 木 費		56,948,057
	1 土 木 管 理 費	4,792,871
	2 道 路 橋 り よ う 費	36,238,983
	3 河 川 海 岸 費	10,609,119
	4 港 湾 費	1,362,032
	5 都 市 計 画 費	2,220,117
	6 住 宅 費	1,724,935
9 警 察 費		27,435,770
	1 警 察 管 理 費	25,046,867
	2 警 察 活 動 費	2,388,903
10 教 育 費		130,807,541
	1 教 育 総 務 費	11,064,886
	2 小 学 校 費	37,889,125
	3 中 学 校 費	23,848,467
	4 高 等 学 校 費	31,716,856
	5 特 別 支 援 学 校 費	12,006,442
	6 社 会 教 育 費	3,377,624
	7 保 健 体 育 費	553,953

	8 大 学 費	3,964,722
	9 私 立 学 校 費	6,385,466
11 災 害 復 旧 費		12,050,155
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	1,418,610
	2 商 工 勞 働 観 光 施 設 災 害 復 旧 費	624,652
	3 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	9,976,893
	4 教 育 施 設 災 害 復 旧 費	30,000
12 公 債 費		90,634,228
	1 公 債 費	90,634,228
13 諸 支 出 金		91,501,492
	1 公 営 企 業 貸 付 金	10,300,000
	2 公 営 企 業 負 担 金	21,580,635
	3 地 方 消 費 税 清 算 金	24,333,670
	4 利 子 割 交 付 金	41,699
	5 配 当 割 交 付 金	346,032
	6 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	306,149
	7 法 人 事 業 税 交 付 金	2,091,867
	8 地 方 消 費 税 交 付 金	31,897,677
	9 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	189,566

	10 自 動 車 取 得 税 交 付 金	1,106
	11 環 境 性 能 割 交 付 金	412,991
	12 利 子 割 精 算 金	100
14 予 備 費		600,000
	1 予 備 費	600,000
歳 出 合 計		771,407,943

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
1 地方債証券の共同発行によって生ずる連帯債務（グリーンボンド）	令和5年度から令和15年度まで	令和5年度の共同発行市場公募地方債（グリーンボンド）に係る債務負担総額110,000,000千円から、本県負担額2,100,000千円を控除して得た額及びその約定利息に相当する額
2 県庁舎管理費に係る昇降機設備改修工事	令和5年度から令和6年度まで	233,000千円
3 いわて盛岡ボールパーク整備・管理運営事業費負担金	令和5年度から令和19年度まで	1,353,000千円
4 指定管理者による平泉世界遺産ガイドセンター管理運営業務	令和5年度から令和6年度まで	68,000千円
5 産業廃棄物処理施設整備事業促進	令和5年度から令和6年度まで	198,000千円
6 福祉総合相談センター設備整備	令和5年度から令和6年度まで	10,000千円
7 岩手県信用保証協会が行う中小企業再生支援に係る融資についての信用保証契約の履行に伴う損失補償	令和5年度から令和22年度まで	損失補償総額100,000千円を限度とし、日本政策金融公庫の無担保保険を付した場合にあっては元本の10パーセント以内、普通保険を付した場合にあっては元本の15パーセント以内に相当する額以内
8 岩手県信用保証協会が行う中小企業成長応援資金についての信用保証契約の履行に伴う損失補償	令和5年度から令和17年度まで	損失補償総額8,000千円を限度とし、日本政策金融公庫の無担保保険を付した場合にあっては元本の10パーセント以内、普通保険を付した場合にあっては元本の15パーセント以内に相当する額以内
9 岩手県信用保証協会が行う中小企業東日本大震災復興資金についての信用保証契約の履行に伴う損失補償	令和5年度から令和22年度まで	損失補償総額15,000千円を限度とし、日本政策金融公庫の無担保保険を付した場合にあっては、元本の4パーセント以内に相当する額以内
10 岩手県信用保証協会が行う新型コロナウイルス感染症対策資金についての信用保証契約の履行に伴う損失補償	令和5年度から令和17年度まで	損失補償総額110,000千円を限度とし、元本の4.8パーセント以内に相当する額以内

11 若者・女性創業支援資金の融通に伴う利子補給	令和5年度から令和9年度まで	融資総額500,000千円を限度とし、年1.5パーセント以内の割合で計算した額
12 新型コロナウイルス感染症対策資金の融通に伴う保証料補給	令和5年度から令和6年度まで	融資総額50,000,000千円を限度とし、年0.2パーセント以内の割合で計算した額
13 若者・女性創業支援資金の融通に伴う保証料補給	令和5年度から令和6年度まで	融資総額500,000千円を限度とし、個人の場合にあっては年0.45パーセント以内、法人の場合にあっては年0.65パーセント以内の割合で計算した額
14 離職者等再就職訓練事業	令和5年度から令和7年度まで	123,937千円
15 公益社団法人全国農地保有合理化協会が公益社団法人岩手県農業公社に融資した資金について元利金の償還がない場合の不足額の損失補償	令和5年度から令和15年度まで	融資総額177,650千円を限度とし、元本及びその約定利息（遅延利息を含む。）に相当する額以内
16 農業近代化資金の融通に伴う利子補給	令和5年度から令和25年度まで	融資総額5,920,000千円を限度とし、年1.25パーセント以内の割合で計算した額
17 中山間地域活性化資金の融通に伴う利子補給	令和5年度から令和30年度まで	融資総額10,600千円を限度とし、年1.5パーセント以内の割合で計算した額
18 農業経営負担軽減支援資金の融通に伴う利子補給	令和5年度から令和23年度まで	融資総額800,000千円を限度とし、年1.25パーセント以内の割合で計算した額
19 土地改良負担金償還平準化事業による資金の融通に伴う利子補給補助	令和5年度から令和16年度まで	融資総額92,430千円を限度とし、年1.625パーセント以内の割合で計算した額
20 水産加工経営改善促進資金の融通に伴う利子補給	令和5年度から令和8年度まで	融資総額12,000千円を限度とし、年1.25パーセント以内の割合で計算した額
21 漁業近代化資金の融通に伴う利子補給	令和5年度から令和28年度まで	融資総額900,000千円を限度とし、年1.25パーセント以内の割合で計算した額
22 漁業経営維持安定資金の融通に伴う利子補給	令和5年度から令和23年度まで	融資総額260,000千円を限度とし、年1.25パーセント以内の割合で計算した額

23	農業研究センター管理運営	令和5年度から令和6年度まで	87,000千円
24	かんがい排水事業	令和5年度から令和6年度まで	50,000千円
25	畑地帯総合整備事業	令和5年度から令和6年度まで	40,000千円
26	経営体育成基盤整備事業	令和5年度から令和6年度まで	2,932,000千円
27	中山間地域総合整備事業	令和5年度から令和6年度まで	185,000千円
28	基幹水利施設ストックマネジメント事業	令和5年度から令和6年度まで	168,000千円
29	農村地域防災減災事業	令和5年度から令和6年度まで	238,000千円
30	農村災害対策整備事業	令和5年度から令和6年度まで	130,000千円
31	指定管理者による滝沢森林公園管理運營業務	令和5年度から令和9年度まで	84,000千円
32	指定管理者による千貫石森林公園管理運營業務	令和5年度から令和9年度まで	20,000千円
33	指定管理者による緑化センター管理運營業務	令和5年度から令和9年度まで	40,000千円
34	空港管理運営	令和5年度から令和6年度まで	131,000千円
35	空港整備事業	令和5年度から令和6年度まで	803,000千円
36	道路環境改善事業	令和5年度から令和6年度まで	4,162,000千円
37	道路維持修繕	令和5年度から令和6年度まで	28,000千円
38	地域連携道路整備事業	令和5年度から令和7年度まで	3,850,000千円
39	河川整備基本方針策定	令和5年度から令和6年度まで	30,000千円
40	基幹河川改修事業	令和5年度から令和7年度まで	1,198,000千円

41	砂防事業	令和5年度から令和7年度まで	2,495,000千円
42	火山砂防事業	令和5年度から令和7年度まで	260,000千円
43	急傾斜地崩壊対策事業	令和5年度から令和7年度まで	600,000千円
44	総合流域防災事業（急傾斜地緊急改築）	令和5年度から令和6年度まで	80,000千円
45	砂防設備修繕	令和5年度から令和6年度まで	300,000千円
46	堰堤改良事業	令和5年度から令和6年度まで	250,000千円
47	港湾調査	令和5年度から令和6年度まで	21,000千円
48	下水道整備促進対策	令和5年度から令和7年度まで	29,000千円
49	公営住宅建設事業	令和5年度から令和6年度まで	195,000千円
50	河川等災害復旧事業	令和5年度から令和7年度まで	1,330,000千円
51	ヘリコプターテレビ中継システム整備	令和5年度から令和6年度まで	405,000千円
52	職員情報管理システム整備事業	令和5年度から令和7年度まで	490,000千円
53	警察情報管理システム整備事業	令和5年度から令和6年度まで	119,000千円
54	警察署庁舎整備事業	令和5年度から令和6年度まで	114,000千円
55	校地整備事業	令和5年度から令和6年度まで	134,000千円
56	校舎大規模改造事業	令和5年度から令和7年度まで	3,578,000千円
57	建物等維持管理	令和5年度から令和6年度まで	20,000千円
58	産業教育実習船代船建造	令和5年度から令和6年度まで	2,052,000千円

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
厚生福利	千円 79,000	普通貸借又は証券発行。証券発行の細目は、知事が定める。	年9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、又は繰上償還をすることができる。
会計管理	99,000	同上	同上	同上
県庁舎管理	178,000	同上	同上	同上
地区合同庁舎管理	173,000	同上	同上	同上
職員公舎管理	16,000	同上	同上	同上
財産管理	1,000	同上	同上	同上
通信施設管理（財産管理）	3,000	同上	同上	同上
いわて情報ハイウェイ整備	5,000	同上	同上	同上
先端科学技術研究センター管理	64,000	同上	同上	同上
県税業務デジタル化推進整備	280,000	同上	同上	同上
三陸鉄道安全輸送設備等整備	82,000	同上	同上	同上
通信施設管理（復興防災総務）	61,000	同上	同上	同上
県民会館施設整備	40,000	同上	同上	同上
スポーツ施設設備整備	121,000	同上	同上	同上
社会福祉総務管理	6,000	同上	同上	同上
社会福祉施設管理	44,000	同上	同上	同上

障 害 者 支 援 施 設 等 整 備	千円 141,000	普通貸借又は証券発行。証券発行の細目は、知事が定める。	年9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、又は繰上償還をすることができる。
老 人 福 祉 施 設 整 備	215,000	同	上	同
地 域 介 護 ・ 福 祉 空 間 整 備 等 施 設 整 備	72,000	同	上	同
福 祉 の 里 セ ン タ ー 施 設 整 備	6,000	同	上	同
ふ れ あ い ラ ン ド 岩 手 施 設 整 備	47,000	同	上	同
み た け の 杜 整 備	253,000	同	上	同
い わ て 県 民 情 報 交 流 セ ン タ ー 設 備	116,000	同	上	同
児 童 福 祉 総 務 管 理	55,000	同	上	同
児 童 福 祉 施 設 等 整 備	99,000	同	上	同
療 育 セ ン タ ー 管 理	243,000	同	上	同
災 害 援 護 資 金 貸 付 金	10,000	同	上	同
産 業 廃 棄 物 処 理 施 設 整 備 事 業 促 進	123,000	同	上	同
一 般 財 団 法 人 ク リ ー ン い わ て 事 業 団 施 設 整 備 資 金 貸 付 金	1,465,000	同	上	同
環 境 保 全	11,000	同	上	同
国 定 公 園 等 施 設 整 備 事 業	27,000	同	上	同
自 然 公 園 施 設 整 備 事 業	34,000	同	上	同
環 境 保 健 研 究 セ ン タ ー 管 理	27,000	同	上	同

いわてリハビリテーションセンター設備整備	148,000	同	上	同	上	同	上
認定職業訓練	55,000	同	上	同	上	同	上
公共職業能力開発	30,000	同	上	同	上	同	上
公共職業能力開発校施設設備整備	5,000	同	上	同	上	同	上
生物工学研究所管理	1,000	同	上	同	上	同	上
農業研究センター管理	70,000	同	上	同	上	同	上
農業大 학교 管理	19,000	同	上	同	上	同	上
畜産研究所管理	46,000	同	上	同	上	同	上
土地改良事業	2,614,000	同	上	同	上	同	上
農地防災事業	637,000	同	上	同	上	同	上
林道事業	882,000	同	上	同	上	同	上
治山事業	872,000	同	上	同	上	同	上
内水面水産技術センター管理	2,000	同	上	同	上	同	上
漁港漁場整備事業	1,011,000	同	上	同	上	同	上
岩手産業文化センター設備整備	156,000	同	上	同	上	同	上
地方独立行政法人岩手県工業技術センター施設設備整備	12,000	同	上	同	上	同	上
地域づくり緊急改善事業	35,000	同	上	同	上	同	上
空港整備事業	511,000	同	上	同	上	同	上
道路橋りょう維持事業	8,603,000	同	上	同	上	同	上

道路橋りょう新設改良事業	千円 6,117,000	普通貸借又は証券発行。証券発行の細目は、知事が定める。	年9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、又は繰上償還をすることができる。
河川改良事業	3,749,000	同上	同上	同上
砂防事業	1,014,000	同上	同上	同上
海岸保全事業	158,000	同上	同上	同上
水防警報施設整備事業	76,000	同上	同上	同上
河川総合開発事業	372,000	同上	同上	同上
港湾建設事業	422,000	同上	同上	同上
広域公園整備事業	80,000	同上	同上	同上
街路事業	469,000	同上	同上	同上
公営住宅建設事業	203,000	同上	同上	同上
警察施設整備事業	480,000	同上	同上	同上
交通安全施設整備	376,000	同上	同上	同上
総合教育センター施設設備整備	3,000	同上	同上	同上
高等学校校舎等建設事業	1,700,000	同上	同上	同上
特別支援学校整備事業	230,000	同上	同上	同上
生涯学習推進センター施設整備	3,000	同上	同上	同上
青少年の家施設整備	41,000	同上	同上	同上

野 外 活 動 セ ン タ ー 施 設 整 備	2,000	同	上	同	上	同	上
埋 蔵 文 化 財 セ ン タ ー 施 設 整 備	14,000	同	上	同	上	同	上
博 物 館 施 設 整 備	5,000	同	上	同	上	同	上
美 術 館 施 設 整 備	33,000	同	上	同	上	同	上
公立大学法人岩手県立大学施設等整備	364,000	同	上	同	上	同	上
農 地 等 災 害 復 旧 事 業	25,000	同	上	同	上	同	上
海 岸 保 全 施 設 災 害 復 旧 事 業	10,000	同	上	同	上	同	上
林 道 災 害 復 旧 事 業	3,000	同	上	同	上	同	上
治 山 災 害 復 旧 事 業	31,000	同	上	同	上	同	上
漁 業 用 施 設 災 害 復 旧 事 業	3,000	同	上	同	上	同	上
漁 港 災 害 復 旧 事 業	74,000	同	上	同	上	同	上
河 川 等 災 害 復 旧 事 業	2,521,000	同	上	同	上	同	上
港 湾 災 害 復 旧 事 業	25,000	同	上	同	上	同	上
学 校 施 設 災 害 復 旧 事 業	9,000	同	上	同	上	同	上
臨 時 財 政 対 策 債	3,387,000	同	上	同	上	同	上
計	41,904,000						

令和5年度岩手県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

令和5年度岩手県の母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ428,870千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 21,557
	1 一 般 会 計 繰 入 金	21,557
2 繰 越 金		239,506
	1 繰 越 金	239,506
3 諸 収 入		167,807
	1 貸 付 金 元 利 収 入	162,459
	2 預 金 利 子	1
	3 雑 入	5,347
歳 入 合 計		428,870

歳 出

款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付費		千円 428,870
	1 貸 付 費	401,961
	2 貸 付 事 務 費	26,909
歳 出 合 計		428,870

令和5年度岩手県県有林事業特別会計予算

令和5年度岩手県の県有林事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,773,192千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国 庫 支 出 金		千円 94,350
	1 国 庫 補 助 金	94,350
2 財 産 収 入		62
	1 財 産 収 入	62
3 繰 入 金		3,264,687
	1 繰 入 金	3,264,687
4 繰 越 金		2
	1 繰 越 金	2
5 諸 収 入		414,091
	1 諸 収 入	414,091
歳 入 合 計		3,773,192

歳 出

款	項	金 額
1 県 有 林 事 業 費		千円 3,765,192
	1 県 有 林 事 業 費	3,765,192
2 災 害 復 旧 費		8,000
	1 県 有 林 施 設 災 害 復 旧 費	8,000
歳 出 合 計		3,773,192

令和5年度岩手県林業・木材産業資金特別会計予算

令和5年度岩手県の林業・木材産業資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ867,731千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 繰入金		千円 559
	1 一般会計繰入金	559
2 繰越金		156,427
	1 繰越金	156,427
3 諸収入		710,745
	1 貸付金元利収入	488,742
	2 雑収入	222,003
歳入合計		867,731

歳 出

款	項	金 額
1 林業・木材産業改善資金貸付費		千円 201,731
	1 貸 付 費	201,168
	2 業 務 費	563
2 木材産業等高度化推進資金貸付費		666,000
	1 貸 付 費	666,000
歳 出	合 計	867,731

令和5年度岩手県沿岸漁業改善資金特別会計予算

令和5年度岩手県の沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ999,425千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 155
	1 一 般 会 計 繰 入 金	155
2 繰 越 金		997,468
	1 繰 越 金	997,468
3 諸 収 入		1,802
	1 貸 付 金 収 入	1,800
	2 雑 入	2
歳 入 合 計		999,425

歳 出

款	項	金 額
1 沿 岸 漁 業 改 善 資 金 貸 付 費		千円 999,425
	1 貸 付 費	999,267
	2 業 務 費	158
歳 出	合 計	999,425

令和5年度岩手県中小企業振興資金特別会計予算

令和5年度岩手県の中小企業振興資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,020,749千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 13,609
	1 一 般 会 計 繰 入 金	13,609
2 繰 越 金		55,754
	1 繰 越 金	55,754
3 諸 収 入		951,386
	1 貸 付 金 元 利 収 入	951,356
	2 預 金 利 子	20
	3 雑 入	10
歳 入	合 計	1,020,749

歳 出

款	項	金 額
1 小規模企業者等設備導入資金貸付費		千円 1,020,749
	1 貸 付 費	1,008,642
	2 貸 付 事 務 費	12,107
歳 出	合 計	1,020,749

令和5年度岩手県土地先行取得事業特別会計予算

令和5年度岩手県の土地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ27千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 財 産 収 入		千円 26
	1 財 産 運 用 収 入	26
2 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入 合 計		27

歳 出

款	項	金 額
1 管 理 事 務 費		千円 27
	1 管 理 事 務 費	27
歳 出 合 計		27

令和5年度岩手県公債管理特別会計予算

令和5年度岩手県の公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ167,150,937千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 財 産 収 入		千円 51,312
	1 財 産 運 用 収 入	51,312
2 繰 入 金		91,374,725
	1 一 般 会 計 繰 入 金	90,374,725
	2 基 金 繰 入 金	1,000,000
3 県 債		75,724,900
	1 県 債	75,724,900
歳 入 合 計		167,150,937

歳 出

款	項	金 額
1 公 債 費		千円 167,150,937
	1 公 債 費	167,150,937
歳 出 合 計		167,150,937

令和5年度岩手県証紙収入整理特別会計予算

令和5年度岩手県の証紙収入整理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,249,961千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 証 紙 収 入		3,249,960 <small>千円</small>
	1 証 紙 収 入	3,249,960
2 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入 合 計		3,249,961

歳 出

款	項	金 額
1 繰 出 金		千円 3,249,961
	1 一 般 会 計 繰 出 金	2,923,608
	2 歳 入 歳 出 外 現 金 繰 出 金	326,353
歳 出	合 計	3,249,961

令和5年度岩手県国民健康保険特別会計予算

令和5年度岩手県の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ111,947,738千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		千円 28,795,081
	1 負 担 金	28,795,081
2 国 庫 支 出 金		32,356,624
	1 国 庫 負 担 金	20,775,364
	2 国 庫 補 助 金	11,581,260
3 療 養 給 付 費 等 交 付 金		607
	1 療 養 給 付 費 等 交 付 金	607
4 前 期 高 齢 者 交 付 金		42,336,900
	1 前 期 高 齢 者 交 付 金	42,336,900
5 共 同 事 業 交 付 金		246,587
	1 共 同 事 業 交 付 金	246,587
6 財 産 収 入		56
	1 財 産 運 用 収 入	56
7 繰 入 金		8,196,519
	1 一 般 会 計 繰 入 金	6,548,269
	2 基 金 繰 入 金	1,648,250

8 繰越金		2
	1 繰越金	2
9 諸収入		15,362
	1 貸付金元利収入	15,332
	2 預金利子	1
	3 雑入	29
歳入合計		111,947,738

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		千円 30,316
	1 総 務 管 理 費	29,652
	2 運 営 協 議 会 費	664
2 国 民 健 康 保 険 事 業 費		111,818,384
	1 国 民 健 康 保 険 事 業 費	111,818,384
3 保 健 事 業 費		64,885
	1 保 健 事 業 費	64,885
4 基 金 積 立 金		15,389
	1 基 金 積 立 金	15,389
5 諸 支 出 金		15,864
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	15,864
6 繰 出 金		2,900
	1 繰 出 金	2,900
歳 出 合 計		111,947,738

令和5年度岩手県港湾整備事業特別会計予算

令和5年度岩手県の港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ749,072千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使 用 料 及 び 手 数 料		千円 278,991
	1 使 用 料	278,991
2 財 産 収 入		1
	1 財 産 売 払 収 入	1
3 繰 入 金		377,078
	1 一 般 会 計 繰 入 金	377,078
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		1
	1 雑 入	1
6 県 債		93,000
	1 県 債	93,000
歳 入	合 計	749,072

歳 出

款	項	金 額
1 事 業 費		千円 115,170
	1 港 湾 施 設 整 備 費	115,170
2 公 債 費		633,902
	1 公 債 費	633,902
歳 出 合 計		749,072

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾施設整備事業	千円 93,000	普通貸借又は証券発行。証券発行の細目は、知事が定める。	年9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、又は繰上償還をすることができる。

令和5年度岩手県立病院等事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度岩手県立病院等事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区 分	事 項	業 務 の 予 定 量
1 収益的収入及び支出	1 病 床 数	4,793 床
	2 年 間 延 患 者 数	
	(1) 入 院 患 者 数	1,145,000 人
	(2) 外 来 患 者 数	1,694,000 人
	3 一 日 平 均 患 者 数	
	(1) 入 院 患 者 数	3,128 人
	(2) 外 来 患 者 数	6,973 人
2 資本的収入及び支出	1 病 院 建 築 工 事	
	(1) 宮古病院昇降機設備改修工事	昇降機設備改修 298,255 千円
	(2) 胆沢病院救急外来室等改修工事	救急外来室等の拡張等 130,815 千円
	(3) 一戸病院自動制御設備改修工事	自動制御設備改修 56,629 千円
	(4) 軽米病院冷房設備改修工事	冷房設備改修 56,854 千円
	(5) 宮古病院附帯設備改修工事	既存配管設備等改修 3,622 千円
	2 医 療 器 械	線形加速器システム等の購入 3,989,350 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、特別損失中旧南光病院建物解体 226,877 千円及び旧大槌病院基礎解体 172,426 千円の財源に充てるため、企業債 398,000 千円を借り入れる。

収 入	
第1款 病院事業収益	118,733,775 千円
第1項 医業収益	99,778,658 千円
第2項 医業外収益	18,955,117 千円
支 出	
第1款 病院事業費用	118,940,972 千円
第1項 医業費用	116,082,930 千円
第2項 医業外費用	2,358,739 千円
第3項 特別損失	399,303 千円
第4項 予備費	100,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 7,165,091 千円は、過年度分損益勘定留保資金 7,165,091 千円で補填するものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	14,007,075 千円
第1項 企業債	7,312,000 千円
第2項 負担金	6,329,429 千円
第3項 補助金	365,646 千円
支 出	
第1款 資本的支出	21,172,166 千円
第1項 建設改良費	7,801,109 千円
第2項 企業債償還金	12,865,857 千円
第3項 投資	505,200 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(事 項)	(期 間)	(限 度 額)
宮古病院附帯設備改修工事	令和5年度から令和9年度まで	10,029,000千円
二戸病院冷房設備改修工事	令和5年度から令和6年度まで	109,000千円
中央病院電子カルテシステム構築	令和5年度から令和6年度まで	690,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
病院建築、医療器械整備、 旧南光病院建物解体及び旧 大槌病院基礎解体	千円 7,710,000	普通貸借又は証券発行。証券 発行の細目は、知事が定める。	年9%以内(ただし、利率見 直し方式で借り入れる公的資 金について、利率の見直しを行 った後においては、当該見直し 後の利率)	借入先の融資条件による。た だし、財政の都合により償還年 限を短縮し、又は繰上償還をす ることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、14,300,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費	60,722,981千円
(2) 交 際 費	1,000千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、30,148,779千円と定める。

(重要な資産の取得)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	(種 類)	(名 称)	(数 量)
取得する資産	医 療 器 械	線形加速器システム	1 台
	同 上	循環器用X線透視診断装置	3 台
	同 上	X線CT組合せ型ポジトロンCT装置	1 台
	同 上	手術室支援システム	1 台
	ソ フ ト ウ ェ ア	電子カルテシステム	4 式
	同 上	医事会計システム	1 式

令和5年度岩手県電気事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度岩手県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

年間販売目標電力量

胆 沢 第 二 発 電 所	19,478,000 キロワットアワー
岩 洞 発 電 所	135,047,000 キロワットアワー
仙 人 発 電 所	136,544,000 キロワットアワー
四 十 四 田 発 電 所	68,461,000 キロワットアワー
御 所 発 電 所	56,571,000 キロワットアワー
滝 発 電 所	2,583,000 キロワットアワー
北 ノ 又 発 電 所	15,258,000 キロワットアワー
入 畑 発 電 所	5,611,000 キロワットアワー
松 川 発 電 所	19,437,000 キロワットアワー
早 池 峰 発 電 所	7,292,000 キロワットアワー
稲 庭 高 原 風 力 発 電 所	5,725,000 キロワットアワー
柏 台 発 電 所	9,969,000 キロワットアワー
北 ノ 又 第 三 発 電 所	164,000 キロワットアワー
胆 沢 第 四 発 電 所	643,000 キロワットアワー
胆 沢 第 三 発 電 所	12,039,000 キロワットアワー
相 去 太 陽 光 発 電 所	1,532,000 キロワットアワー

高森高原風力発電所	52,354,000 キロワットアワー
築川発電所	10,636,000 キロワットアワー
計	559,344,000 キロワットアワー

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 電気事業収益	8,041,461 千円
第1項 営業収益	6,456,402 千円
第2項 附帯事業収益	1,434,691 千円
第3項 財務収益	41,626 千円
第4項 事業外収益	108,742 千円
支 出	
第1款 電気事業費用	7,131,877 千円
第1項 営業費用	5,729,824 千円
第2項 附帯事業費用	1,240,565 千円
第3項 財務費用	16,881 千円
第4項 事業外費用	139,607 千円
第5項 予備費	5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額（資金運用に係る投資償還収入 100,000 千円及び投資 100,378 千円を除く。）に対し不足する額 4,748,048 千円は、過年度分損益勘定留保資金 1,953,992 千円、減債積立金 465,353 千円、建設改良積立金 844,338 千円、環境保全・クリーンエネルギー導入促進積立金 32,440 千円、震災復興・ふるさと振興パワー積立金 1,172,611 千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 279,314 千円で補填するものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	103,109 千円

第1項 負担金	3,109 千円
第2項 投資償還収入	100,000 千円
支出	
第1款 資本的支出	4,851,535 千円
第1項 改良費	3,026,069 千円
第2項 電源開発費	49,684 千円
第3項 企業債償還金	465,353 千円
第4項 投資	100,378 千円
第5項 繰出金	1,205,051 千円
第6項 予備費	5,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(事項)	(期間)	(限度額)
胆沢第二発電所発電所建屋改修工事	令和5年度から令和7年度まで	291,000 千円
胆沢第二発電所水車発電機基礎改修工事	令和5年度から令和7年度まで	725,000 千円
胆沢第二発電所水圧管路更新工事	令和5年度から令和7年度まで	349,000 千円
胆沢第二発電所若柳堰堤他コンクリート構造物補修工事	令和5年度から令和7年度まで	315,000 千円
胆沢第二発電所電機設備撤去工事	令和5年度から令和6年度まで	117,000 千円
岩洞第一発電所1・2号水車発電機分解点検補修及び配電盤更新他工事	令和5年度から令和11年度まで	6,565,000 千円
岩洞第二発電所濁川サイ	令和5年度から令和6年度まで	85,000 千円

フォン耐震改修工事

岩洞第二発電所水車発電機分解点検補修及び配電盤更新他工事

令和5年度から令和7年度まで

1,469,000千円

仙人発電所1・2号発電用11KVキュービクル更新工事

令和5年度から令和7年度まで

523,000千円

仙人発電所ダム情報遠方監視制御装置更新工事

令和5年度から令和6年度まで

45,000千円

仙人発電所1・2号主弁及び側路弁分解点検補修工事

令和5年度から令和6年度まで

253,000千円

仙人発電所1号ガイドベーンサーボモータ補修工事

令和5年度から令和6年度まで

138,000千円

滝発電所保守支援装置導入工事

令和5年度から令和6年度まで

19,000千円

施設総合管理所改修工事
入畑発電所水車発電機基礎改修工事

令和5年度から令和6年度まで

268,000千円

令和5年度から令和6年度まで

222,000千円

松川発電所除塵機改修工事

令和5年度から令和6年度まで

31,000千円

早池峰発電所水車発電機分解点検補修及び配電盤更新他工事

令和5年度から令和8年度まで

961,000千円

北ノ又第三発電所遠隔監視装置導入他工事

令和5年度から令和6年度まで

9,000千円

稲庭高原風力発電所及び高森高原風力発電所損害保険料

令和5年度から令和7年度まで

101,000千円

相去太陽光発電所監視システム補修他工事

令和5年度から令和7年度まで

27,000千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と附帯事業費用

(2) 営業費用と事業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 1,219,469千円

(2) 交 際 費 264千円

令和5年度岩手県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度岩手県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 北上工業団地地内及び岩手中部（金ヶ崎）工業団地の各事業所に対し、次のとおり給水する。

給水事業所数	20事業所
年間総給水量	16,204,650 立方メートル
うちろ過水量	5,599,800 立方メートル
一日平均給水量	44,275 立方メートル
うちろ過水量	15,300 立方メートル

(2) 主要建設事業

事業名	施行場所	事業費	事業概要
北上中部工業用水道建設事業	北上市地内	747,580 千円	浄水場工事

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 工業用水道事業収益	1,117,400 千円
第1項 営業収益	1,013,430 千円
第2項 事業外収益	103,970 千円

支出

第1款 工業用水道事業費用	1,697,477 千円
第1項 営業費用	1,631,406 千円
第2項 財務費用	65,526 千円
第3項 事業外費用	45 千円
第4項 予備費	500 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 375,658 千円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 332,491 千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 43,167 千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	1,098,280 千円
第1項 企業債	1,097,900 千円
第2項 雑収入	380 千円

支 出

第1款 資本的支出	1,473,938 千円
第1項 建設費	747,580 千円
第2項 改良費	350,795 千円
第3項 企業債償還金	375,563 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(事 項)	(期 間)	(限 度 額)
新北上浄水場建設（第二期）工事	令和5年度から令和7年度まで	3,433,000 千円
第二浄水場中央監視制御装置補修工事	令和5年度から令和6年度まで	9,000 千円
第三浄水場H I S装置等機能増設工事	令和5年度から令和6年度まで	4,000 千円
金ヶ崎ろ過施設（第二期）配水池増設工事	令和5年度から令和6年度まで	227,000 千円
金ヶ崎ろ過施設（第二期）配水ポンプ更新	令和5年度から令和6年度まで	13,000 千円

工事

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良事業	1,097,900千円	普通貸借又は証券発行。証券発行の細目は、知事が定める。	年9%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、又は繰上償還をすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,098,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と事業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|-----------|-----------|
| (1) 職員給与費 | 180,690千円 |
| (2) 交際費 | 50千円 |

令和5年度岩手県流域下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度岩手県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------|-------------------|
| (1) 流域関連市町数 | 6市4町 |
| (2) 年間総処理水量 | 70,228,000 立方メートル |
| (3) 一日平均処理水量 | 191,880 立方メートル |
| (4) 主要建設事業 | |

事業名	施行場所	事業費	事業概要
北上川上流流域下水道及び磐井川流域下水道関係建設工事	一関市地内ほか	1,628,550 千円	磐井川流域下水道一関浄化センター受変電設備ほか更新工事ほか

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 下水道事業収益	9,270,228 千円
第1項 営業収益	4,710,118 千円
第2項 営業外収益	4,560,110 千円
支 出	
第1款 下水道事業費用	9,224,853 千円
第1項 営業費用	8,862,132 千円
第2項 営業外費用	342,721 千円

第3項 予 備 費 20,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 931,652 千円は、当年度分損益勘定留保資金 781,552 千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 150,100 千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入 1,982,550 千円

第1項 企業債 781,800 千円

第2項 負担金 370,950 千円

第3項 補助金 829,800 千円

支 出

第1款 資本的支出 2,914,202 千円

第1項 建設費 1,628,550 千円

第2項 固定資産購入費 5,705 千円

第3項 企業債償還金 1,279,947 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(事 項)

(期 間)

(限 度 額)

中川汚水中継ポンプ場吐出井制水扉更新工事

令和5年度から令和6年度まで

220,000 千円

高田汚水中継ポンプ場電気設備ほか更新工事

令和5年度から令和6年度まで

120,000 千円

繫汚水中継ポンプ場計装設備ほか更新工事

令和5年度から令和6年度まで

50,000 千円

巣子汚水中継ポンプ場制御電源設備ほか更新工事

令和5年度から令和6年度まで

50,000 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良事業	781,800千円	普通貸借又は証券発行。証券発行の細目は、知事が定める。	年9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、又は繰上償還をすることができる。

（一時借入金）

第7条 一時借入金の限度額は、782,000千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費

191,213千円

（他会計からの補助金）

第10条 流域下水道施設の維持等のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、738,796千円である。